

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	デジタル無線機積替業務委託	01 建物等各種施設管理 03 通信設備保守点検	(株)富士通ゼネラル	16,091,900円	令和7年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
2	消防車両ポンプ装置保守点検整備(2)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	小川ポンプ工業(株)	2,182,950円	令和7年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
3	高度専門教育訓練センター用地の管理替えに向けた不動産鑑定業務委託(概算契約)	13 その他代行 12 不動産鑑定	大和不動産鑑定(株) 大阪本社	647,900円	令和7年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G4	
4	令和7年度画像伝送システム機器点検業務委託	10 情報処理 01 情報処理	NECネットエスアイ株式会社	3,289,000円	令和7年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
5	高圧ガス製造設備定期自主検査(1)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	パワーコンプレッサー(株)	4,516,402円	令和7年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
6	高圧ガス製造設備定期自主検査(2)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	(株)松原鉄工所	1,070,300円	令和7年9月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	大阪市消防葬会場設営撤去及び運営補助等業務委託	04 映画等製作・ 広告・催事、印刷 03 催事	(株)公益社	7,240,805円	令和7年9月3日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	G3	
8	フライトシミュレーター訓練業務委託	13 その他代行 09 研修	エアバス・ヘリコ プターズ・ジャパ ン(株)	2,369,400円	令和7年9月4日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	G3	
9	特定操縦技能の審査業務委託	13 その他代行 26 その他	エアバス・ヘリコ プターズ・ジャパ ン(株)	1,128,600円	令和7年9月4日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	G3	
10	航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器検査業務委託	01 建物等各種施 設管理 03 通信 設備保守点検	(有)ユニオン電業	1,232,000円	令和7年9月10日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	G3	
11	北消防署非常用発電設備特別点検整備業務委託	01 建物等各種施 設管理 02 機械 設備等保守点検	ヤンマーエネル ギーシステム(株) 大阪支社	1,265,000円	令和7年9月19日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	G3	

随意契約理由書

1 案件名称
デジタル無線機積替業務委託

2 契約の相手方
株式会社富士通ゼネラル

3 随意契約理由
本業務は、当局が保有する株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、当該消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となる。上記業者は富士通ゼネラル製無線機については、製造業者であり本業務に必要な独自の知識や技術を保有している。また富士通製無線機については、製造業者である富士通株式会社より消防・救急デジタル無線事業を承継された富士通 Japan 株式会社から事業移管されており、本業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（２）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

- 1 案件名称
高度専門教育訓練センター用地の管理替えに向けた不動産鑑定業務委託
- 2 契約の相手方
大和不動産鑑定株式会社
- 3 随意契約理由
本案件は、消防局が所管する舞洲用地と港湾局が所管する咲洲用地の相互管理替（有償管理替）に必要な価格差を決定するため、不動産鑑定を業務委託するものである。
当該不動産鑑定は、異なる2つの用地の価格差を決定することが目的であることから、価格差を適正に評価するためには舞洲用地及び咲洲用地を同一の業者で鑑定する事が必要となる。
よって、港湾局の業者選定委員会で選定された、本鑑定を実施できる上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課 （電話番号 06-4393-6146）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度画像伝送システム機器点検業務委託

2 契約の相手方

N E C ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

画像伝送システム（以下「本システム」という。）は、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、N E C ネットエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、本システムの定期的な点検を行うもので、製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（１）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法 35 条の 2 に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管され、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報の提供を受けた唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

消防局企画部高度専門教育訓練センター（電話番号 06-4744-0119）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（2）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 松原鉄工所

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法 35 条の 2 に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、上記業者が製造したもので同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市消防葬会場設営撤去及び運営補助等業務委託

2 契約の相手方

株式会社公益社

3 随意契約理由

消防葬は大阪市の安全に多大な貢献をした故人の生涯と業績に敬意を表し、その能動的な奉仕精神を称えるものであり、そのご遺族およびご関係者にとって極めて重要かつ意義深い儀式である。

本業務は、令和7年8月18日、大阪市内において発生した建物火災現場により、消火活動中に職に殉じた2名の職員を追悼するため、消防葬を実施するものであり、消防葬はその特殊性から履行には消防葬、又は類似業務である警察葬に関する知識や経験が必要となり、また、故人を偲び称えるため、大変多くの参拝者の参加が想定され、同規模の葬礼儀式的履行実績を持つことが本業務の確実な履行に必要な条件となる。

更に、故人のご遺族のご意思、また故人の遺骨の安置の関係から、指定日の消防葬開催が必要であり、競争入札を行ういとまがなく、近日中に契約、協議、また指定開催場所の指定日による履行可否が必要となる。

当局において、市場調査を行った結果、上記履行実績能力を有し、かつ本市契約約款等により契約可能な業者は上記業者のみであったため、上記業者を指定するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市消防局総務部総務課(庶務) (電話番号 06-4393-6061)

随意契約理由書

1 案件名称

フライトシミュレーター訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

フライトシミュレーター訓練は、航空機が航行中に不測の事態に陥った場合の危機回避や、天候の急変等により航空機の姿勢維持が困難な状況（空間識失調）の対処方法に関し、操縦士に要求される操作や知識を体得させるものである。

実機による非常事態の模擬や、悪天候下で計器による飛行訓練の実施は、航空法及び飛行規程による制限並びに航空機、操縦士及び乗員に対し過度な負荷を与え、機材故障や事故につながる恐れもある。このような理由から実機による非常事態の模擬を完全に行うことは非常に困難であるため、フライトシミュレーターを使用することにより、精度の高い訓練を安全に実施することが必要である。

また、当該装置は実際の航空機特性を十分に反映できるものでなくてはならず、適切な技量を有する教官の指導のもとに訓練を実施して、必要な操作等を体得することができる。

上記訓練を実施できる装置と人員を有し、かつ当該訓練を事業として営み、併せて当航空隊で所有している航空機の種類で訓練を実施できるのは、国内において2社あるが、そのうち1社は入札の意思がないことから、上記業者を選定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

特定操縦技能の審査業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

操縦士が航空機の操縦業務を実施するためには、航空法第 71 条の 3 に定める、「特定操縦技能の審査」（以下、「当該審査」という。）に合格していなければならない、合格により 2 年間航空機を操縦することが可能となる。

当該審査は操縦士が航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を継続して有していること確認するとともに、航空の安全を確保するうえで重要な役割を果たしている。

本業務は、航空法に基づく当該審査を実施し、その判定及び必要な諸手続きを行う業務である。

また、本業務を実施するためには、航空法施行規則第 238 条の 2 に規定された国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置及び訓練装置を保有するとともに当該事業を実施するために必要な人員を有し、かつ当該審査を事業として実施している必要があり、その内容に対応できる業者が国内において 2 社あるが、そのうち 1 社は入札の意思がないことから、上記業者を選定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器検査業務委託

2 契約の相手方

有限会社ユニオン電業

3 随意契約理由

当局が運用するヘリコプターの航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器とは、無線電話や航空機の航行の安全を確保するための無線機器（以下「航空機局」という。）をいい、用途別に数種類装備されている。

本業務は、航空機局について電波法に定められた年に1度の定期検査（ベンチチェック及び総合試験）を実施するもので、免許の内容及び法令に定める事項に適合しているか否かを検査するものであり、これを履行するためには当該定期検査を実施でき、かつ電波法の規定による総務大臣の登録を受けた登録点検事業者である必要がある。

上記事業者は当局が保有するそれぞれの航空機局についてベンチチェック及び総合試験を実施することができ、かつ総務大臣から登録点検事業者の登録を受けた近畿2府4県における唯一の事業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

北消防署非常用発電設備特別点検整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品等の経年劣化等により不具合が生じている北消防署の非常用発電設備（以下「当該設備」という。）の点検整備を行うものである。

当該設備は、ヤンマーディーゼル株式会社が独自に設計・製造したものであり、本点検整備を行うためには、当該設備の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術が必要である。

上記業者は当該設備の補修及び維持管理について製造業者から事業移管されていることから、当該設備の点検整備に必要な独自の知識や技術を保有しており、本件点検整備を行うことができる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を保持させる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

ヤンマーディーゼル株式会社（2002年7月 ヤンマー株式会社に社名変更）

ヤンマー株式会社（2020年4月 組織再編により分社化）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備） （電話番号 06-4393-6166）